

文化施設に関する国の法令や市の計画について

1. 関係する法令・計画

(1)国

	名 称	概 要	備 考
①	文化芸術基本法	文化芸術の振興に関する国の基本理念を定めた法律	H13 成立・H29 改正
②	文化芸術基本計画	基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画	第1期 H30～R4 第2期 R5～R9
③	劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）	基本法の理念に基づき、劇場・音楽堂などの機能を活性化し、音楽・演劇などの実演芸術の水準の向上と振興を図るために制定された法律	H24 成立 H29 改正
④	劇場・音楽堂等の活性化のための取り組みに関する指針	劇場法に基づき、設置者や運営者などが取り組むべき具体的な事項を示した指針	H25～ <u>※現在、国が見直しに向けて検討中</u>
⑤	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	障害者の文化芸術活動の推進に関する基本理念等を定めた法律	H30

(2)松山市

	名 称	概 要	備 考
①	第7次松山市総合計画	松山市のあるべき姿（将来都市像）を描くとともに、その実現に向けた方向性をまとめた計画。	R7～R16
②	第2期松山市文化芸術振興計画	松山市の文化芸術の振興と活用に関する方針を定めた計画。	第1期 H30～R4 第2期 R5～R9

2. 劇場・音楽堂等の主な事業

劇場・音楽堂等の活性化に関する法律第3条及び取り組みに関する指針等から、劇場・音楽堂等の主な事業は以下のとおり。

	事 業(機 能)	内 容
1	自主公演	実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。 (創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業等、その他質の高い事業の公演の企画・実施)
2	施設提供	実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
3	普及啓発	実演芸術に関する普及啓発を行うこと。 (利用者等への周知や児童生徒等に対し質の高い実演芸術に触れる機会の提供など)
4	関係機関連携	他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
5	国際交流	実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
6	調査研究	実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
7	人材育成	事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
8	地域連携 (共生社会の実現)	地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

3. 関係法令等の概要(地方公共団体の責務や文化施設に関する部分を抜粋)

(1)国

①文化芸術基本法

概 要	特に関連する内容(一部抜粋・要約)
・文化芸術に関する活動を行なう人々の自主的な活動を促進し、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的とした法律。	<p>第2条(基本理念)</p> <p>6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、<u>地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮する</u>とともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。</p> <p>10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、<u>観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。</u></p>
	<p>第4条(地方公共団体の責務)</p> <p><u>地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、<u>自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</u></u></p>
	<p>第25条(劇場、音楽堂等の充実)</p> <p>国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
	<p>第27条(地域における文化芸術活動の場の充実)</p> <p>国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
	<p>第32条(関係機関等の連携等)</p> <p>国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。</p>
	<p>第35条(地方公共団体の施策)</p> <p><u>地方公共団体は、第8条から前条までの國の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。</u></p>

②文化芸術推進基本計画

概要	特に関連する内容(一部抜粋・要約)
・「文化芸術基本法」の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定される計画	<p>第2期計画における重点取り組み 重点取組6 <u>文化芸術を通じた地方創生の推進</u> <u>・[重要施策]全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進</u> 地域の中核となる劇場・音楽堂に対して、公演の実施、人材育成及び普及啓発等の地域の拠点としての機能強化、劇場・音楽堂等が企画・制作する質の高い実演芸術の巡回公演の実施を促進する</p>

③劇場・音楽堂等の活性化に関する法律

概要	特に関連する内容(一部抜粋・要約)
・「文化芸術基本法」の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化等を図るために、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定めた法律	<p><u>第3条（劇場、音楽堂等の事業）</u> <u>劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。 <p><u>第4条（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）</u> 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p><u>第7条（地方公共団体の役割）</u> <u>地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。</u></p>

④劇場・音楽堂等の活性化に関する指針

概要	特に関連する内容(一部抜粋・要約)
・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の規定に基づき文部科学大臣が定める指針。	<p>第2 (設置者又は運営者の取組に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 運営方針の明確化に関する事項 2 質の高い事業の実施に関する事項 3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項 4 普及啓発の実施に関する事項 5 関係機関との連携・協力に関する事項 6 國際交流に関する事項 7 調査研究に関する事項 8 経営の安定化に関する事項 9 安全管理等に関する事項 10 指定管理者制度の運用に関する事項 <p>第3 (国、地方公共団体の取組等に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>国及び地方公共団体は、環境の整備、財政上の措置、人材養成等の適切な対応を行う。</u> ●本指針に定める事項を設置者又は運営者、国及び地方公共団体が実施するに当たっては、実演芸術団体等、教育機関等は積極的に協力することが求められる。 <p>※国による見直しの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>文化芸術へのアクセスと社会包摂</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術基本法」の改正（H29）や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者芸術推進法）」の制定（H30）、劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業の開始など ●<u>バリアフリー化の進展</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正（R3）による合理的配慮の提供の義務化 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の義務基準・誘導基準の改正（R6）など ●<u>地方創生や地域課題解決</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術基本法」の改正による、<u>観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等との連携</u> ●<u>経営基盤の強化・民間活力の活用</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドレイジング（寄附）や劇場経営等への関心の高まりなど ・PFI/PPP、コンセッションの推進、指定管理者制度の運用状況を踏まえた見直しなど ●<u>安全管理、防災・危機対応</u> <ul style="list-style-type: none"> ・全国公立文化施設協会、劇場等演出空間運用基準協議会等のガイドラインの策定 ・これまでの災害対応からの学び（避難所対応、デジタル化の必要性）

⑤障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

概要	特に関連する内容(一部抜粋・要約)
<p>・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めた法律</p>	<p>第5条（地方公共団体の責務） ・地方公共団体の施策策定及び実施義務</p> <p>第8条（地方公共団体の計画） ・地方公共団体の計画策定に関する努力義務</p> <p>第9条（文化芸術の鑑賞の機会の拡大） ・字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進 ・施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進など</p> <p>第11条（文化芸術の作品等の発表の機会の確保） ・公共施設における発表のための催しの開催推進</p> <p>第15条（文化芸術活動を通じた交流の促進） ・小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援 ・特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供</p> <p>第17条（人材の育成等） ・第9条の説明・環境整備などに関わる人材の育成・確保</p> <p>第19条（関係者の連携協力） ・関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力</p>

(2)松山市の計画

①第7次松山市総合計画

概要	特に関連する内容(一部抜粋)
<p>・市政における最上位の計画として位置付けられるもので、将来のまちのあるべき姿（将来都市像）を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめた計画。</p>	<p>施策044：生涯学習、生涯スポーツ・文化芸術活動の推進</p> <p>(3) 文化芸術活動の推進（0443） <u>市民による練習や発表の場となる文化施設の維持整備を行うとともに、文化芸術の情報発信や鑑賞・活動機会の提供、保存伝承や後継者の育成、保存団体等への運営支援などによって、市民誰もが気軽に文化芸術に触れる機会を充実させます。</u></p>

②第2期松山市文化芸術振興計画

概要	特に関連する内容(一部抜粋)
<p>・文化芸術で創造性や表現力を高め、心豊かで活力ある地域社会を形成し、市民の絆を深めるほか、松山固有の文化を世界に発信して未来につなぐため、松山市の文化芸術の振興と活用に関する方針を定めた計画。</p>	<p>基本目標</p> <p>1. 文化芸術活動の推進及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の情報発信 ・文化芸術活動の中間支援 ●人材・担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術を支える人材の育成・活用 ・専門的人材の育成・活用 <p>●文化施設の整備・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設の管理・運営 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>①文化芸術活動の創造や発表機会、作品展示の会場などに活用してもらうために、<u>専門的人材を活用しながら松山市民会館などの文化施設の適正な維持管理や運営を行います</u></p> <p>②市民が気軽に文化芸術活動に触れ、日常的に訪れることができる文化施設を目指して、指定管理者と連携して環境整備を行います。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の鑑賞・参加機会の提供 <p>2. 松山特有の文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ことば文化の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・俳句やことば文化の学習・活用 ・俳都松山などの発信 ●地域文化資源の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・松山の文化芸術を知る機会の提供 ・松山固有の文化の記録・保存・発信 <p>3. 文化芸術をいかしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誰もが参加できる社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な文化芸術活動の促進 ・文化芸術による国際交流の促進 ●地域コミュニティ形成への活用 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進 ・地域コミュニティとの協働 <p>4. 文化芸術の教育・福祉・産業経済等への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育・福祉への文化芸術の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの文化芸術体験の促進 ・高齢者の文化芸術機会の充実・交流促進 ・障がい者の文化芸術活動の推進 ●交流・関係人口の創出による産業経済の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・産業分野での連携の推進 ・地域と創造的人材の創出促進 ・旅行者ニーズを捉えた文化観光の推進